

(答申第149号)

答 申

第1 審査会の結論

岐阜県知事（以下「実施機関」という。）が行った公文書部分公開決定について、「第2 2（1）対象公文書の特定」のとおり対象公文書を特定したことは妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求等

（1）公文書公開請求

審査請求人は、岐阜県情報公開条例（平成12年岐阜県条例第56号。以下「条例」という。）第11条第1項の規定に基づき、平成28年7月24日付けで実施機関に対し、次のとおり公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（2）本件公開請求の内容

総務部人事課において起案日が平成23年11月2日で同月8日に施行された件名が「職員の処分について（伺い）」という文書（以下「関係公文書」という。）の別紙として添付されたA4判縦長の資料のうち、「(2)不適正事務処理」が記載された5ページ目にある表のNo.4に記載されている事案発覚日が平成22年8月4日の「河川占用料の返還手続き漏れ のべ53件（うち21年度分41件）」について、その河川占用料の返還手続もれに関する延べ53件の文書

2 実施機関の決定等

（1）対象公文書の特定

実施機関は、対象公文書として、「河川法第24条、第26条、第55条の許可について（変更）平成21年度 岐土第44号の26 外70件」を特定した。

（2）実施機関の決定

実施機関は、対象公文書に条例第6条第1号、第3号及び第6号に該当する情報が記載されているとして、公文書部分公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成28年9月7日付け岐土第459号により、審査請求人に通知した。

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として平成28年9月19日付けで、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

4 諮問

実施機関は、条例第18条第1項の規定に基づき、平成28年11月10日付け建政第301号で、本件審査請求について、岐阜県情報公開審査

会（以下「審査会」という。）に諮問した。

### 第3 審査請求人の主張

#### 1 審査請求の趣旨

本件処分を取り消し、公文書の再検索及びその公開を求める。

#### 2 審査請求の理由

審査請求人が主張する本件審査請求の理由は、おおむね以下のとおりである。

##### (1) 対象公文書の特定について

審査請求人が公文書の公開を請求した内容は、「河川占用料の返還手続もれに関する延べ53件の文書」であるが、特定された公文書は、河川占用料の返還手続もれに関しない文書が含まれていると推認できる。

実施機関は、「河川占用料の返還手続もれ のべ53件」が「河川占用料の返還手続漏れ案件の発覚を契機として判明した事務処理不備案件延べ53件」を意味するものとして、審査請求人が公文書公開請求を行った文書とは別種の事務処理不備案件に関する文書を特定しておきながら、「公文書の特定に何ら誤りはない」「請求内容に忠実に公文書の特定をした」との弁明は、悪意すら感じられ、不当極まりないものである。

##### (2) その他の主張

仮に、「河川占用料の返還手続もれに関する文書」を検索しても特定することができなかった場合は、不存在として非公開決定の処分をすれば足りるものであり、部分公開決定を行った本件処分は違法である。

### 第4 実施機関の主張

#### 1 趣旨

本件公開請求に係る対象公文書の特定は妥当である旨の答申を求める。

#### 2 本件処分の理由

##### (1) 「河川占用料の返還手続漏れ のべ53件」の趣旨について

本件公開請求で、審査請求人が示している関係公文書は、実施機関が保有している文書であり、審査請求人が記載したとおり、A4判縦長の資料のうち、(2)不適正事務処理が記載された5ページ目にある表のNo.4には、平成22年8月4日に発覚した事案として「河川占用料の返還手続き漏れ のべ53件（うち21年度分41件）」と表記されていることを確認している。

この53件は、「河川占用料の返還手続漏れ案件の発覚を契機として判明した事務処理不備案件延べ53件」を意味しており、これを「河川占用料の返還手続き漏れ のべ53件（うち21年度分41件）」と表記したものである。

##### (2) 対象公文書の特定について

審査請求人は、関係公文書の記載内容を一字一句正確に記載した上で、「その河川占用料の返還手続もれに関する延べ53件の文書を公開してください。」と請求していることから、実施機関は、請求内容が指し示す文書が何であるかということに疑義を生じる余地なく、河川占用料の返還手続漏れ案件

の発覚を契機として判明した事務処理不備案件に関する延べ53件に対応する文書を、対象公文書として特定したものである。

したがって、実施機関における公文書の特定に誤りはない。

なお、対象公文書の件数について、弁明書においては、「河川法第24条、第26条、第55条の許可について（変更）平成21年度 岐土第44号の26 外66件」と説明したところであるが、このうち、「外66件」とあるのは「外70件」の誤りであったことから、訂正する。

ただし、本件処分はもともと71件の文書を対象公文書として特定したものであることから、本件処分を変更するものではない。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件諮問事案について審査した結果、次のように判断する。

### 1 対象公文書の特定について

実施機関は、本件公開請求に係る対象公文書として、上記「第2 2（1）対象公文書の特定」に記載のとおり特定した。

これに対し、審査請求人は、対象公文書が請求した文書とは別種のものである旨主張し、本件処分を取り消した上で、改めて文書を特定するよう求めていることから、以下、対象公文書の特定の妥当性について判断する。

#### （1）「河川占用料の返還手続漏れ のべ53件」の趣旨について

審査請求人が示す関係公文書は、実施機関が作成し、現に保有する公文書であることから、その記載内容の趣旨については、実施機関が説明すべきものである。

当審査会が実施機関から聴取したところによれば、「この53件は、「河川占用料の返還手続漏れ案件の発覚を契機として判明した事務処理不備案件延べ53件」を意味しており、これを「河川占用料の返還手続漏れ のべ53件（うち21年度分41件）」と表記したものである。」ということであり、この点を踏まえ関係公文書を見分したところ、特段不自然、不合理な点は認められない。

#### （2）対象公文書の特定について

次に、審査請求人は、公文書公開請求書において、「第2 1（2）本件公開請求の内容」のとおり、請求の前提となる関係公文書に記載された情報を詳細に示し、上記の趣旨に沿って記載された「河川占用料の返還手続漏れ のべ53件」を引用した上で、「その河川占用料の返還手続もれに関する延べ53件の文書」と記載している。

そうすると、本件公開請求に対しては、「河川占用料の返還手続漏れ案件の発覚を契機として判明した事務処理不備案件延べ53件」を説明できる公文書を特定すべきこととなるから、河川占用料の返還手続漏れ案件の発覚を契機として判明した事務処理不備案件に関する延べ53件に対応する文書を、実施機関が対象公文書として特定したことについて、何ら誤りはない。

したがって、実施機関が上記「第2 2（1）対象公文書の特定」に記載のとおり対象公文書を特定したことは、妥当である。

## 2 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、「仮に、「河川占用料の返還手続もれに関する文書」を検索しても特定することができなかった場合は、不存在として非公開決定の処分をすれば足りるものであり、部分公開決定を行った本件処分は違法である」旨主張している。

しかし、上記1のとおり、本件公開請求に対する対象公文書が存在することは明らかであるから、不存在である旨の公文書非公開決定をすることは、妥当ではない。

したがって、審査請求人のその他の主張は、対象公文書の特定の妥当性に何ら影響するものではない。

## 3 結論

以上により、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 第6 審査会の処理経過

当審査会は、本件諮問事案について、以下のように審査を行った。

審 査 の 経 過	
平成28年11月10日	実施機関から諮問を受けた。
平成29年3月31日	実施機関から弁明書（写し）を受領した。
平成29年4月19日	実施機関から反論書（写し）を受領した。
平成29年5月16日 （第147回審査会）	諮問事案の審議を行った。
平成29年5月30日 （第148回審査会）	実施機関から口頭意見陳述を受けた。 諮問事案の審議を行った。
平成29年6月30日 （第149回審査会）	諮問事案の審議を行った。

（参考） 岐阜県情報公開審査会委員

役 職 名	氏 名	職 業 等	備 考
	川田 智子	行政書士	
会 長	栗山 知	弁護士	
	下條 芳明	朝日大学法学部教授	
	松浦 好子	岐阜県商工会女性部連合会	
	和田 恵	弁護士	

（五十音順）